三重県公衆浴場入浴料金協議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1)会議の傍聴を希望する方は、指定時刻までに会場で受付をし、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は先着順で行います。なお、受付開始時点で定員を超える傍 聴希望者があった場合は抽選を行います。

2 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、3の事項に反したときはこれを注意し、なお、これに従わないときは、退場していただくことになります。
- 3 検討会を傍聴する場合に守っていただく事項 傍聴者は、次の事項を守ってください。
- (1) 開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒又は喫煙しないこと。
- (4) 会場において、座長の許可なく、検討会の模様の撮影、録音等を行わないこと。
- (5) 会場において、携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為を行わないこと。